

教育DX推進に向けた人材育成事業費 企画運營業務委託仕様書

1 事業の目的

山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下「県DX推進計画」という。）では、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するためには、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための県民向けの教育や学習が必要であるとしている。

本事業は、県DX推進計画のこうした方針に基づき、DXの必要性は理解しているものの、どのように推進していけばよいかわからず、DXの取り組みに至っていない学校現場における管理職等を対象に、DX推進のヒントとなるワークショップ形式の研修（初級編）を実施する。

※DXマインド醸成のためのステップの考え方

紹介編 「知る」 : DXとは何か分からない方にDXを知ってもらう

入門編 「考える」 : DXという言葉を知っているが、何に役立つかわからない方に、具体的事例等を通じて自分事として考えてもらう

初級編 「行動する」 : DXに興味はあるが、実際の取り組みには至っていない方に具体的な手法の学習を通じて取り組みのきっかけとしてもらう

2 事業の概要

(1) 事業の種類

以下の業務を実施すること。

学校現場における管理職等向けに、自身が所属する学校等におけるDX推進のために参考となるデジタル技術等が体験できるワークショップ形式の研修を実施すること。

(2) 研修の形式

オンラインによるワークショップ形式の研修とすること。

(3) 研修対象者及び人数

対象者は学校現場における管理職等（小中学校）とする。

1回につき参加者70名程度とし、計8回（累計約560人）研修を行うこと。

(4) 研修期間・内容

研修期間は令和5年10月31日までに終わることとし、この期間内に所定の回数を実施すること

- ・研修内容は、DX推進に参考となるデジタル技術（AI、ノーコードプログラミング等）の体験を通じ、管理職として自らの業務等におけるデジタル技術を活用した課題解決等の企画立案の参考となるようなワークショップとすること。

- ・オンライン研修をMicrosoft OS、Google OS問わず実施できるようにすること。
- ・参加者は必ずしもデジタル技術に精通しているとは限らないので、分かりやすくデジタル技術を体験できる研修内容とすること。
- ・1回の研修時間は、5時間程度と想定している。

(5) 研修会場・設備

- ・オンライン研修（オンライン会議）の設定を行うこと。
- ・オンライン研修中、参加者のサポートを行える体制をつくること。

3 委託項目

(1) 事業の企画

- ・企画提案書に基づき、詳細な企画書を作成する。

※内容については、研修のコンセプト、スケジュール、研修項目、得られる効果、進行方法等、具体的に示し、県と協議のうえ作成すること。

(2) 研修テキストなどの準備

- ・ワークショップ等で使用するテキストの内容を県と協議の上、研修実施初日の1週間前までに完成させること。
- ・なお、研修テキストについては、その全部または一部を庁内で共有することを予定している。

(3) 当日までの準備

- ・参加者への案内、ワークショップ等の開催要項・研修資料を作成すること。
- ・事前のアンケート等を行う場合は、事前に県と協議の上、実施すること。

(4) ワークショップ等の運営

- ・研修目的を効果的に達成するための研修を実施すること。
- ・学校現場の機器状況等に配慮して実施すること。
- ・学校現場のネットワーク状況やクラウドサービスへのアクセス状況に配慮し、問題等が発生した折は県と協議の上、研修が実施できるように対応すること。
- ・受講者への事前準備及び接続テストを行うなど、当日に問題なく研修が実施できるよう対応すること。なお、事前準備や接続テストにあたっては、受講者からの問い合わせ窓口を設置し対応すること。

(5) 事業の効果測定

- ・研修の効果測定を行い、実施結果報告書を作成すること。アンケート等を実施した場合は、収集した元データも提出すること。

4 費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等に必要な経費とする。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ①本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、山梨県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ②受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、「教育DX推進に向けた人材育成事業費企画運營業務委託 企画書作成要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 必要な資機材について

委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山梨県条例第50号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(5) 紛争処理について

委託業務に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。